



高齢者の運転免許自主返納



熊本県警察本部運転免許課

高齢運転者対策に係る道路交通法改正の主な経緯

平成5年改正

- 71歳以上の免許証有効期間を3年間に短縮
※ 71歳未満の優良運転者の有効期間は5年に延長
- (平成6年5月10日から施行)

平成9年改正

- 75歳以上の運転者に高齢運転者標識表示の努力義務
 - 運転免許証の自主返納制度の導入
 - 75歳以上の運転者に対する高齢者講習の導入
- (平成9年10月30日から施行)
(平成10年4月1日から施行)
(平成10年10月1日から施行)

平成13年改正

- 高齢者講習及び高齢運転者標識表示の努力義務の対象年齢を70歳以上に拡大
 - 運転経歴証明書制度の導入
- (平成14年6月1日から施行)

平成19年改正

- 75歳以上の運転者に対する高齢者運転者標識表示の法的義務
 - 75歳以上の運転者に対する認知機能検査の導入
- (平成20年6月1日から施行。
平成21年改正により見直し)
(平成21年6月1日から施行)

平成21年改正

- 高齢運転者標識表示の法的義務の見直し
 - 高齢運転者専用駐車区画制度の導入
- (平成21年4月24日から施行)
(平成22年4月19日から施行)

平成27年改正

- 認知機能検査・認知高齢者講習の導入(75歳以上)
- (平成29年3月12日から施行)

全国の死亡事故件数（平成19年～平成29年）



近年の交通死亡事故は、減少傾向
平成29年中
(全国)

○交通事故死者数 3,694人
昭和23年以降の統計で最小

(熊本)

○交通事故死者数 73人

○発生件数は11年連続
負傷者数は12年連続で減少

【熊本県高齢者運転免許人口の推移】

県内の高齢者運転免許人口の推移(平成20～29年) (単位:人)

区分	総免許人口 (全年齢)	高齢者免許人口					
		総数(構成率)	指数	65～74歳	指数	75歳以上	指数
平成20年	1,184,812	200,126(16.9%)	100	137,088	100	63,038	100
平成21年	1,187,916	208,634(17.6%)	104	141,709	103	66,925	106
平成22年	1,188,819	211,895(17.8%)	106	140,275	102	71,620	114
平成23年	1,191,541	217,951(18.3%)	109	142,339	104	75,612	120
平成24年	1,194,658	232,764(19.5%)	116	152,192	111	80,572	128
平成25年	1,198,886	249,517(20.8%)	125	165,605	121	83,912	133
平成26年	1,199,395	266,414(22.2%)	133	178,966	131	87,448	139
平成27年	1,197,837	278,846(23.3%)	139	187,342	137	91,504	145
平成28年	1,193,764	289,624(24.3%)	145	193,604	141	96,020	152
平成29年	1,191,469	300,044(25.2%)	150	201,406	147	98,638	156

※ 1 本県の各年12月末現在の警察庁電算統計である。

2 指数は、平成20年を100とした。

3 構成率は、総免許人口に占める高齢者免許人口総数の割合である。

【熊本県運転適性相談の状況】

《運転適性相談の実施状況》 ※免許取得時及び更新時等合計(単位:件)

障害内容条件等/年		H24	H25	H26	H27	H28	H29
一定の 病気等	統合失調症	34	53	141	164	198	177
	そううつ病	43	40	102	117	143	187
	その他の精神障がい	42	37	77	90	85	151
	てんかん	127	148	252	242	249	288
	その他の病気	42	140	1,336	1,689	1,854	1,575
小計		288	418	1,908	2,302	2,529	2,378
身体障がい関係		254	242	303	403	1,226	1,975
計		542	660	2,211	2,705	3,755	4,353

※ 平成29年中の認知症に係る運転適性相談は、上記表「その他の病気」中、226件(前年比+96件)

道路交通法改正の概要

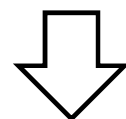
【主な改正点】

- **臨時認知機能検査制度の新設**
75歳以上の高齢運転者が**一定の違反行為**をした場合、臨時に認知機能検査を行う制度を新設
- **臨時高齢者講習制度の新設**
臨時認知機能検査を受けた者が**一定の基準**に該当した場合には、臨時高齢者講習を行う制度を新設
- **臨時適性検査制度の見直し（診断書提出命令の新設）**
更新時及び臨時の認知機能検査で**第1分類**と判定された者について**臨時適性検査**を行い、又は**一定の要件を満たす医師の診断書の提出**を命ずる制度を新設
- **臨時認知機能検査を受けない場合等の取消し等**
臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けない場合又は医師の診断書提出命令に違反した場合には、運転免許の取消し等を行う制度を新設
- **更新時の高齢者講習の高度化・合理化**

運転免許の申請による取消し

～道路交通法第104条の4～

免許を受けた者は、その者の住居地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。



運転経歴証明書の交付申請

免許の返上による取消しを受けた者は、申請により、「運転経歴証明書」の交付を受けることができる。

※ 申請期間 … 免許取消を受けた後5年以内

運転経歴証明書見本

氏名	テストバターン印刷	誕生日	昭和12年34月56日
住所	日本都道府県運転免許証センター12345		
交付	平成18年06月01日 12345-1		
運転経歴証明書 (自動車等の運転に使用できません) 見本			
番号	第 123456789004 号		
一級	大正78年90月12日	種別	大型 中型 普通 大型 中型 小型
二級	昭和34年56月78日	種別	大型 中型 小型
三級	平成90年12月34日	種別	大型 中型 小型

※ 運転経歴証明書は従来、公的な身分証明書としては、公布後6カ月間しか使えなかったが、平成24年4月の道路交通法施行規則の一部改正により、公的な身分証明書として生涯使うことができるようになった。

熊本県の申請による免許証取消し件数の推移

〈熊本県の申請取消し件数等の推移〉

区分 年次	～64歳		65歳～		合計	
	申請取消者数	経歴証明書 交付件数	申請取消者数	経歴証明書 交付件数	申請取消者数	経歴証明書 交付件数
H20年	6	0	85	6	91	6
H21年	11	0	173	72	184	74
H22年	16	1	502	163	518	164
H23年	41	4	799	221	840	225
H24年	77	53	1,271	698	1,348	751
H25年	96	70	1,527	1,002	1,623	1,072
H26年	140	99	1,995	1,344	2,135	1,443
H27年	165	120	2,773	1,788	2,938	1,908
H28年	167	113	3,492	2,341	3,659	2,454
H29年	219	169	4,594	2,991	4,813	3,160
H30年8月	93	60	3,481	2,240	3,574	2,300

九州各県の申請取消件数及び返納率(平成29年)

〈九州各県の申請取消し件数及び返納率(平成29年)〉

県名	75歳以上免許保有者数	申請取消件数(75歳以上)	返納率	返納率順位	申請取消件数(総数)	申請取消(総数)に占める75歳以上の返納割合
熊本	98,638	3,429	3.48	43	4,813	0.71
福岡	195,936	8,948	4.57	22	14,381	0.62
佐賀	46,235	2,269	4.91	12	2,975	0.76
長崎	58,538	2,938	5.02	7	4,573	0.64
大分	64,202	3,195	4.98	10	4,456	0.72
宮崎	70,660	3,123	4.42	26	3,959	0.79
鹿児島	99,892	4,364	4.37	30	5,749	0.76
沖縄	47,761	2,258	4.73	19	3,577	0.63

県内における自主返納高齢者に対する主な優遇措置

- **県内全域の一般路線バス・熊本市電、熊本電鉄の電車**
運賃の半額引き
- **地区交通安全協会(御船、天草、上天草)**
運転経歴証明書の交付手数料を負担
- **協同組合たまなスタンプ会**
ハロースタンプ商品券2,000円分贈呈
- **玉名市のタクシー3社**
タクシー運賃の1割引
- **玉名郡市の温泉6施設**
利用料金半額引き

※ 詳細は、熊本県のホームページに掲載

代理人による免許の取消し(自主返納)申請等

○ 代理人による申請

高齢運転手等の交通事故抑止を一層推進するために、平成30年3月1日から、免許センター、各警察署及び氷川幹部交番において、家族等の**代理人による運転免許の取消し(自主返納)申請等**の受け付けを開始した。

○ 日曜日の受け付け

免許センターでは、**日曜日の午前及び午後の一部時間帯**においても、運転免許の取消し(自主返納)申請等を受け付けている。

※ 代理人～親族、施設管理者、病院関係者、知人等制限はない。

運転適性相談における認知等早期対応推進事業とは？

運転免許センター内に看護師(3人)を非常勤職員として採用し、警察職員が行う運転適性相談に同席して医療的側面から病状の把握や相談等の支援を行い、病状に対応できる医療機関への受診勧奨等を行っている。



- ◆ 認知症の早期発見・対応の促進
- ◆ 運転不適格者の排除(臨時適性検査の実施・運転免許の自主返納)

※ 平成27年1月19日から運用開始
当初は2人採用
平成28年4月1日～1人増員(現在3人体制)

看護師が行った相談の好事例

◆ 事例1

82歳、男性の家族から「認知症の疑いのある父親の運転をやめさせたいが、聞き入れられない。」との相談があり、看護師らが面談した結果、認知症の症状が認められたことから、免許証の自主返納を勧めたところ、後日、自主返納した。

看護師が行った相談の好事例

◆ 事例2

更新手続きの際、手が震える70歳、男性を発見し、本人は、「何ともない。」とのことであつたが、家族は、「認知症ではないか、運転させたくない。」との意向であり、看護師らが面談した結果、認知症の症状が認められ、結果的に免許更新をしなかった。

ご静聴ありがとうございました

